

身体障害者等の範囲

障害の区分	(A) 身体障害者		(B) 戦傷病者
視覚障害	1 級～ 3 級、 4 級の 1		特別項症～第 4 項症
聴覚障害	2 級、 3 級		特別項症～第 4 項症
平衡機能障害	3 級		特別項症～第 4 項症
音声機能障害 又は言語機能障害	3 級 (喉頭摘出に係るものに限る。)		特別項症～第 2 項症 (喉頭摘出に係るものに限る。)
上肢不自由	1 級、 2 級		特別項症～第 3 項症
下肢不自由	1 級～ 6 級		特別項症～第 6 項症及び 第 1 款症～第 3 款症
体幹不自由	1 級～ 3 級、 5 級		特別項症～第 6 項症及び 第 1 款症～第 3 款症
心臓機能障害	1 級、 3 級、 4 級		特別項症～第 5 項症
じん臓機能障害	1 級、 3 級、 4 級		特別項症～第 5 項症
呼吸器機能障害	1 級、 3 級、 4 級		特別項症～第 5 項症
ぼうこう 又は直腸の機能障害	1 級、 3 級、 4 級		特別項症～第 5 項症
小腸の機能障害	1 級、 3 級、 4 級		特別項症～第 5 項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～ 3 級		
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、 2 級	
	移動機能	1 級～ 6 級	
肝機能障害	1 級～ 4 級		特別項症～第 5 項症

* 視覚障害の 4 級の 1 は視力障害、 4 級の 2 は視野狭さくをいう。

* 身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、障害区分ごとの障害の等級により判定するものとする。ただし、同一の障害区分が複数ある場合は、身体障害者手帳の身体障害者等等級表による級別欄に表示された等級を有する者として判定する。

(C) 療育手帳の交付を受けた者

※療育手帳・・・知的障害者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳。障害の程度が④又はAの1の者、Aの2で音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に「3 級」と記載されている者が対象。

(D) 精神障害者保健福祉手帳を受けた者

1 級（自立支援医療受給者証交付のものに限る）（見本 5）。